

2021年4月26日

【家庭における感染防止対策について(小中高)】

中高保護者の皆様

小林聖心女子学院中・高等学校

校長 棚瀬 佐知子

兵庫県からの通達「家庭における新型コロナ感染防止対策について」をよくお読みいただき、家庭内での感染防止にも努めていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に関して(第二十三報中高版)

新緑が眩しい季節を迎えております。新学年度が順調にスタートしたところですが、4月23日(金)に、東京・大阪・兵庫・京都に緊急事態宣言が発令されました。今回は、飲食店や商業施設などに向けての対処が中心となっています。「地域一斉の臨時休校を要請するとは考えていない」との政府見解が発表され、兵庫県からも「感染予防対策を十分講じた上での教育活動の継続」が打ち出されております。

本校といたしましては、これまで以上に徹底した予防対策を実施し、慎重に学校教育活動を継続してまいります。ご家庭におかれましては、子供の感染防止に努めるとともに、健康チェックを欠かさぬよう、くれぐれもよろしくお願いいたします。本人、または同居のご家族の体調がすぐれない場合には、登校を控えていただきますよう、再度お願いいたします。

安全で健康的な学校生活において、児童生徒ができる限りの活動を通して学び続けていけますよう全力で取り組んで参ります。保護者の皆様のご理解とご協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

【緊急事態宣言期間中の学校生活について(小中高)】

1. 保護者の来校(母の会世話役の会合も含む)は見合わせます。保護者会はオンラインでいたします。

ただし、小学校1・2年生の「iPad 説明会」とマイヤークラブの「マイヤークラブ説明会」は4月26日(月)・27日(火)に小学校体育館で実施します。

2. 外部講師の来校は見合わせ、オンラインでの実施または延期とします。

3. 小・中の参観日は中止または延期とします。

4. 5月11日(火)の検診・身体測定は感染防止に努めた上で実施します。

5. お弁当配達 は5月7日(金)～14日(金)まで休止となります。パン販売は通常通り行います。

家庭における新型コロナ感染防止対策について

I ウイルスを家庭に持ち込まない

- 1 リスクの高い行動の自粛
 - ① 不要不急の外出・感染拡大地域への移動の自粛
 - ② 感染防止が徹底されていない感染リスクが高い施設の利用の自粛 等
- 2 基本的な感染対策の徹底
 - ① 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」(新しい生活様式)の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」(密閉、密集、密接)の回避
 - ② 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意
 - 1) 飲酒を伴う懇親会等
 - 2) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - 3) マスクなしでの会話
 - 4) 狭い空間での共同生活
 - 5) 休憩室、喫煙所、更衣室等

II ウイルスを家庭内に広げない

- 1 「人にうつさない行動」の実施
会食など感染リスクの高い行動後、一定期間は、できるだけ家族においても、人との接触に注意するとともに、家庭内でもできるだけ、マスクを着用
- 2 帰宅後、マスクの表面に触れないよう処分し、外した後は、必ず石鹸で手洗い
- 3 こまめな手洗い、アルコール消毒の実施、定期的な換気や適度な保湿の実施
- 4 咳や発熱など症状がある場合には、可能な限り、個室の確保や共有スペースの導線の分離などを行い、手で触れられる共有部分の消毒を実施

III ウイルスを家庭外に広げない

- 1 毎日の検温実施など家族全員の健康管理を実施
- 2 咳や発熱など症状がある場合には、通勤・通学を含め外出を控え、電話でかかりつけ医等に相談
- 3 家族に症状がある人やPCR検査を受けている人がいる場合などには、勤務先や学校等に連絡のうえ、出勤や登校を自粛
- 4 家族が感染した場合は、保健所の指導に従い検査を受検するとともに、家庭内感染に注意し、健康観察中は外出を自粛
- 5 家庭内感染が急増しており、健康状態に特に問題がなくとも、家庭から職場・学校・施設へのウイルス持ち込みによるクラスターを発生させないなど、感染防止対策の徹底

【緊急事態宣言期間中の学校生活について(中高)】

1. 下校時刻は、月水金4時、火木5時とします。
ただし、放課後の補習、先生と生徒の面談は実施します。11・12年生の自習のための居残り(自教室)は可とします。いずれも最終下校時刻は5時45分となります。
2. 対面でのクラブ活動を休止します。ただし、公式戦があるクラブに限り感染拡大防止に注意して、顧問の監督下で平日・土曜日とも活動できます。昼休み後半のミーティングは全クラブ可です。
3. 12年生の土曜日補習は学校で実施します。
4. 土曜日のTOEFL講座はオンラインで実施します。
5. 土曜日のクラブは必要であれば顧問の監督の下、8:30から11:30の間オンライン(Zoom)の活動を認めます。
6. クラブ送別会及び、7年生のクラブ見学・クラブ登録は緊急事態宣言解除後に行います。
7. 生徒会等の係活動を休止します。但し、昼休み後半のミーティング、顧問の監督下での土曜日の8:30から11:30の間オンライン(Zoom)の活動を認めます。

【出席停止の基準について(年度始めから変更なし)】

1. 児童生徒自身が感染者となった場合
⇒本人は、医師の指示があるまで出席停止。
 2. 児童生徒が濃厚接触者(学校での接触・同居の家族の感染などのため)となった場合
⇒保健所の指示により概ね2週間の出席停止。
 3. 児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
⇒家族の検査結果が判明するまで出席停止。
 4. 健康観察により発熱や風邪症状等があり、PCR検査を受けることになった場合
⇒結果が明らかになるまで(この場合、陰性であっても出席停止とする。)
 5. 基礎疾患があり重症化するリスクが高く、登校すべきでないと言った主治医が判断した場合
⇒医師が指示した期間。
 6. 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられた場合
⇒症状消失後1日を経過するまで出席停止。
 7. 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られた場合
⇒同居の家族の症状が消失するまで出席停止。
- なお、**感染不安で休む場合は、欠席扱い**となります。

今後出席停止等の基準が変更となる可能性があります。その際は再度ご連絡いたします。

【健康管理について(年度始めから変更なし)】

1. 引き続き、登校前に家庭で体温や健康状態を把握し、「健康観察表」に記録してください。
2. 発熱等の風邪症状がある場合には登校しないで必ず受診し、受診結果を担任または保健室にお知らせください。
3. 電車・バスなどの公共交通機関・駅構内・学校内ではマスクを着用してください。
4. 感染防止のため、ご家庭では人混みの多い場所への外出を控え、十分な睡眠とバランスのとれた食事への配慮をお願いいたします。

【保健室での対応について(年度始めから変更なし)】

1. 風邪症状等の体調不良が見られた場合は原則として早退とします。その際、学校より直ちにご家庭に連絡し、保護者または保護者に代わる方のお迎えをお願いいたします。学校からはご自宅または、保護者の携帯電話番号、お届けいただいている第二連絡先に連絡いたしますが、それ以外にご都合の良い連絡先がある場合は、あらかじめ担任にお申し出ください。
2. 1. の場合は、他の児童生徒への感染拡大防止のため、保健室内での休養は行わず、それ以外の場所で保護者のお迎えまで待機させます。